

会議録

名称	第1回個人情報保護制度のあり方検討小委員会
日時	令和4年3月28日（月）午後4時15分から午後5時10分まで
会場	目黒区総合庁舎4階 政策会議室
出席者	（委員） 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田 （区側） 情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	資料1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会名簿 資料2 個人情報保護制度のあり方検討小委員会の所掌事項、運営事項 資料3 個人情報保護制度のあり方検討小委員会での検討の進め方・スケジュール 資料4 個人情報保護制度改正の概要 資料5 検討事項1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方について 参考資料0-1 個人情報の保護に関する法律全文（溶け込み後） 参考資料0-2 地方公共団体に適用される改正個人情報保護法の内容と現行の区個人情報保護条例の対照表 参考資料1-1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正について（通知）（令和3年5月） 参考資料1-2 個人情報保護法の改正について（令和3年5月） 参考資料2-1 令和3年改正個人情報保護法の施行準備について（令和3年7月） 参考資料3-1 改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時点暫定版] 参考資料3-2 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ [令和3年6月暫定版] 参考資料4-1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案） [令和3年11月暫定版] 参考資料4-2 令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案について（令和4年1月） 参考資料4-3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案（令和4年1月） 参考資料5 自治実務セミナー（個人情報保護制度の一元化と自治体の対応）
会議次第	

	<p>1 目黒区情報公開・個人情報保護審議会会長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 小委員会での検討の進め方</p> <p>ア 小委員会委員長、副委員長の選出</p> <p>イ 小委員会の所掌事項・運営事項</p> <p>ウ 小委員会での検討の進め方・スケジュール</p> <p>(2) 個人情報保護制度改正概要</p> <p>(3) 諮問事項の検討</p> <p>・目黒区における個人情報保護の基本的な考え方について</p> <p>3 その他</p>
<p>発言の記録</p>	<p>別紙のとおり</p>

<第1回小委員会発言記録>

1 目黒区情報公開・個人情報保護審議会会長あいさつ

区側	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会の個人情報保護制度のあり方検討小委員会を開催いたします。</p> <p>今回、初めての小委員会ということになりますので、当初は事務局で会議を進めさせていただきます。</p> <p>庁舎での小委員会開催にあたりまして、次の2点のコロナ対策を講じて実施いたします。引き続きご協力をいただければと思います。</p> <p>審議会と同様で、不織布のマスクの着用、手指消毒をお願いいたします。</p> <p>2点目といたしまして、換気ですけれども、空調機を用いた機械換気と窓開け換気を併用させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に本日の委員の出席状況でございますが、全員参加という状況でございます。</p> <p>次に、配付資料の説明をさせていただきます。事前に郵便で2通に分けて大量の文書を送らせていただきました。大変恐縮でございました。</p> <p>資料1から5の5点の資料が本日使う資料でございます。資料0-1から資料5の合計10点の資料が、国などの資料でございます。不足等がございましたら挙手にてお知らせいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第1、審議会会長のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長、お願いします。</p>
会長	<p>年度末のお忙しい中、かつ、目黒川の桜も満開になっているという、このよい季節にもかかわらず会議をしなければならないということで、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>先般2月14日付で、目黒区長から審議会会長宛て、これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方についての諮問を受けまして、令和3年度第7回目黒区情報公開・個人情報保護審議会におきまして、効率的に審議を行うことを目的として学識経験者6名による小委員会の設置を決定したところでございます。本日はその小委員会の初会合ということでございます。</p> <p>ご承知のように、目黒区の個人情報保護制度は、平成元年から、自己に関する個人情報の開示等を求める区民の権利保護と、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じてきたところでございまして、平成15年に制定された国の制度に先んじて、むしろ国よりもリードして、個人情報保護の制度を培ってきたと言えるところでございます。</p> <p>そういった中、社会のデジタル化の進展の中で、官民や地域の絆を超えたデータ利活用の促進と、個人情報保護の両立に必要な全国的な共通ルールを整備するという観点から、令和3年5月に制定されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、個人情報保護法が改正されたところです。この改正により、地方公共団体を含む公的部門における個人情報の取扱いの規律が一本化されることになりました。目黒区の個人情報保護制度につきましても、令和5年4月に大転換、大きな変更を余儀なくされるということになります。</p> <p>今回の改正で、地方公共団体が独自にできる項目というのがかなり制約されることにな</p>

	<p>りましたので、限定的になってまいります。</p> <p>他方で、これまで30年以上運営してきた目黒区の個人情報保護制度で培ってきた実績等を新しい時代につなげていくという視点がとても重要であるというふうに考えております。</p> <p>限られた回数、時間の中での小委員会とはなりますけれども、これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方を占う大事な局面となっておりますので、先生方の忌憚のないご意見等を頂戴できればと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
区側	<p>ありがとうございました。</p>

2 議事

(1) 小委員会での検討の進め方

ア 小委員会委員長、副委員長の選出

区側	<p>早速ですが、次第2、議題(1)小委員会での検討の進め方。ア、小委員会委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。</p> <p>小委員会資料1をご覧ください。</p> <p>個人情報保護制度のあり方検討小委員会でございますが、名簿記載のとおり、6名で構成することを、2月14日開催の令和3年度第7回目黒区情報公開・個人情報保護審議会で設置を決定したところでございます。</p> <p>小委員会の委員長、副委員長の選出でございますが、目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例第10条第2項の規定により、小委員会の委員長、副委員長及び委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名することとされているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局からご説明をいただきましたとおり、小委員会の委員長、副委員長につきましては、審議会の会長が指名することとされております。</p> <p>したがって、私から指名をさせていただきたいと存じますが、まず、副委員長につきましては、審議会の副会長でもある宮内先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>小委員会の委員長につきましては、僭越ながら、審議会の会長でもある私であれば、お引き受けさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
区側	<p>そうしましたら、委員長に岡田委員、副委員長に宮内委員をお願いしたいと思います。</p> <p>ここからの議事進行は、委員長をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。よろしく願いいたします。</p>

	<p>議事の進行にあたりまして、一言お願いを申し上げます。</p> <p>一応、この会議体も2時間を予定しておりますが、2時間となりますと事務局の方も大分残業になってしまいますので、限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、時間も限られておりますので、質問やご意見等につきましては、簡潔かつ明瞭にお願いできればと思います。</p> <p>区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしく願いいたします。傍聴人はなしでいいんですね。</p>
区側	なしで大丈夫です。

イ 小委員会の所掌事項・運営事項

委員長	<p>続きまして、次第に入ってまいります。次第の1、イ、小委員会の所掌事項・運営事項につきまして、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	(資料により説明) (約3分)
委員長	<p>事務局からご説明いただきました所掌事項・運営事項の案でございますが、これにつきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>1点、一番最後の7、その他の(4)なんですけれども、小委員会の日時、区報、ホームページなどで周知する、これはそのとおりでよろしいかと思うんですが、会議が公開であれば、例えば審議会の委員の皆さんにその情報を提供して、傍聴される希望がある方はされたいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>小委員会の日程、本日、2回目、3回目以降、確定をする、この後議論していただくこととなりますが、確定した後に、審議会の委員の皆様には周知するというのが段取りとして組めると思っていますし、むしろ、聞いていただくほうが、よりこの会の趣旨に即すのかなというところは事務局としては思っているところですが、各委員の皆様としてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ごめんなさい。私の出し方が変でした。公開なので、審議会委員の皆さん、審議会の委員ですので、小委員会をこの日にやりますよということを別途お知らせしたら丁寧かなと、こういう趣旨でございます。</p>
区側	皆様ご了承いただければ、その趣旨に従いまして、周知をいたします。
委員長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず事務局からご提示いただきました小委員会の所掌事項・運営事項につきまして、ご賛同いただけるという方は挙手をお願いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>採決の状況を確認するまでもなく、全員賛成ということですので、小委員会の所掌事項・運営事項について、これで決定をいたしました。</p> <p>運営にあたりましては、資料2に記載のとおり進めてまいります。</p>
-----	--

ウ 小委員会での検討の進め方・スケジュール

委員長	<p>続きまして、次第1のウ、小委員会での検討の進め方・スケジュールについて区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約7分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局からご説明をいただきました小委員会の検討の進め方・スケジュール案でございますが、まず、検討の進め方とスケジュールの部分につきまして、ご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、第2回目以降の具体的な開催スケジュールにつきましては、この後、調整をさせていただきたいと存じます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(日程調整)</p>
委員長	<p>それでは、皆様のご都合が、直近で合いそうなところということで、第2回小委員会につきましては4月15日金曜日の18時半でスケジュールを立ててよろしいですか。</p>
委員	<p>その後のスケジュールは何日までにそちらにメールをお送りすればよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>今日、この小委員会が終わった後に、また前回同様に調査票を送らせていただきます。</p> <p>対面での前提でご回答いただくということと、今日が月曜日ですので、できましたら、木曜日ぐらいまでにご返答いただいて、来週月曜日には確定させていただきたいと考えていますが、ご都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、そのようなタイミングで事務局としては動かさせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>ぱっと見たところ、2回目の諮問事項の検討がかなり大きいので、ここのスケジュールがまず決まってよかったです。</p>
委員	<p>委員長、1点よろしいですか。</p> <p>今、2回の小委員会の検討事項なんですけれども、気になっているのが、条例必須規定の2点目、行政機関等匿名加工情報に係る手数料なんですけど、これは都道府県と政令指定都市以外の基礎的自治体は当分の間、任意ですよ。</p>
区側	<p>はい。</p>

委員	<p>そうすると、今回これは検討するのかどうか、そのところを今やるのは無駄かなという感じがしたんですが、いかがなんでしょうか。</p>
区側	<p>区のほうでも、行政機関等匿名加工情報をやるかどうか、委員ご指摘のとおり、指定都市と都道府県が必ずやらないといけないというところなんですけど、それ以外の区市町村については任意でというところで、現在、区の中でも検討がまだ煮詰まっていないというのが正直なところでございます。</p> <p>つきましては、審議会の皆様に、この部分、特段ご意見があれば言っていただく、ご提案いただくなり、討論をしていただくのはあるとは思ってはいるんですけども、議題から取ってしまうということは、よいのかなというところですが。</p> <p>その方向性でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そういう方向性を聞いていたもので、取りあえず、匿名加工情報を実施するときに、手数料を条例に規定しますよと、そのぐらいしかお話ができないんじゃないかと。当然のことながら、手数料は取りますよという、それが妥当ですというお話ぐらいしかできないのかなと。それでいいんだったらすぐ終わるんですけどね、もうちょっと、区とすると踏み込んだところを期待されているとすると、今はできないのかなというのが、先走るんですが、第2回は時間があまりないということですので、今聞いちゃおうかなと思って聞いているんですが、いかがなんでしょうか。</p>
区側	<p>これを実施する場合にいろいろと検討しなきゃいけない細かい事項、配慮しなきゃいけない個人情報の取扱いですとか、そういうところがあるとは思ってはいるんですけども、ご指摘のとおり、条例には手数料の額をどのようにするのかという項目だけになりますので、まず、やるかやらないかを決めないと議論いただけないというのはご指摘のとおりだと思います。やるか、やらないかという、まさに結論が出ていないというところもありますので、これは後の審議会で別途取り上げていくということでも、第2回に固執してやらなきゃいけないことではなくて、第5回でもいいわけで、回を替えるというのは、1つあり得るかなと思っています。</p> <p>ですので、第2回で取り上げる必要性はないと。まだやるかやらないかも、区としても整理がついていないというところですので。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>当初のスケジュールより10日ほど早く会議をすることになりましたので、そうすると、区のほうで15日までにこの点についての意見集約ができない可能性があるわけですね。であれば、今ご提案があったように、この手数料に関する部分については、あえて次回にやらず、可能な範囲で先送りをしておくというのでも、私自身は構わないと思うんですが、皆様、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>開始時間が遅いですから、今委員長がご提案のとおり、先送りにしていただくといいんじゃないかと思います。</p>

区側	<p>そのように取扱いをさせていただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
委員長	<p>検討の進め方、スケジュールにつきまして、皆様のほうからご意見等、ほかにございますでしょうか。</p> <p>もう一度まとめますと、第2回については4月15日の18時半からということで、ここは決定です。3回目以降については、教員の先生方の授業スケジュールと、新年度から新たに始まる会議体等のスケジュールを踏まえて、新たに調整をします。それについてはメールを利用して事務局のほうから我々に、前回と同じにエクセルのシートか何かを送っていただけるんですね。</p>
区側	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>それを踏まえて、再度、調整をして速やかに決定をするということで。</p> <p>それから、第2回で条例必須規定、特に匿名加工情報に関する手数料のあたりはまだ詰め切れていないので、ここは一旦、第2回にやらずに先送りにするということですね。</p> <p>それでよろしければ、皆さん、今までのところ、まとまったのはそういうところなんですけど、これでよろしいですかね。</p> <p>ありがとうございます。それでは、そのような形で進めてまいりたいと。先送りにしたところをどこで入れ込むかについては、随時、事務局と相談をしながら決定していきたいと思います。</p> <p>それでは、今の点も踏まえて、基本的にはこの資料3に沿った形で進めてまいります。</p> <p>まずは、第2回、4月15日のご予定だけ、よろしくをお願いします。あと、多分17時を過ぎると普通に会議室のあたりに来るのが難しくなると思いますので、そこの道順もしっかり分かるように教えていただければと。</p>
区側	<p>会議室の選定にあたりましては、その辺も考慮させていただきますので、場合によっては地下室とか、そういったところになる可能性もあります点をご了承いただければと思います。</p>
委員長	<p>ほとんどメインのところは閉まりますよね。</p>
区側	<p>そうですね。4階は18時以降入れなくなってしまうので、また改めてご案内いたします。</p>

(2) 個人情報保護制度改正概要

委員長	<p>それでは、ここまで決まりましたので、次第の2、個人情報保護制度の改正の概要について、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約6分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>

ただいまの説明は、既に何度か審議会でもご報告をいただいておりますので、皆さんも十分ご承知かとは思いますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(特段の意見がない旨の反応)

よろしいですか。かなり個人情報保護法が基本になるというように大きく変わりますので、審議会の役割もこれでかなり変わりますし、目黒区の条例に入れ込むことができる内容もがらっと変わりますし、特に、条例要配慮個人情報であるというあたりは私たちがきっちり詰めていかないといけないのかなと思うところであります。

また何かお気づきの点がありましたら、随時、事務局までご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 諮問事項の検討

委員長	続きまして、本日の諮問事項の検討項目であります、目黒区における個人情報保護の基本的な考え方について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約13分)
委員長	まずは、今回のこの改正法を踏まえた視点、ご意見、ご質問等、ございましたらよろしくお願いいたします。 特にここでは、資料5-5にある基本理念の条例規定の要否について皆さま方からご意見等あれば。 委員、お願いします。
委員	今委員長からございましたが、基本理念の条例規定の要否ということなんですが、個人的には入れてもいいというよりも、やはり、区が今まで国に先んじていろんな実績を踏まえて実践されていますので、それを何らかの形で基本理念に入れるというのは大事なんじゃないかなと思っています。 ただ、いただいた資料の、国から来ております去年の6月29日の関係条例の条文イメージというのが参考資料3-2の中で、施行条例の条文イメージで趣旨規定が書いてあるんですが、この程度の趣旨で意味は全くないわけですね。ですから、どの程度の内容のものを趣旨として書くのか、また、目的規定として書いていくのか、また、区の責務、区民の責務、事業者の責務という形まで書いていくのか、この辺のところを区がどのぐらいのことをお考えなのかというのが分かればと思うんです。 というのは、他の質疑や参考資料の一番最後のところの回答では、あまり書けないような気がするんです。国の考えでは、法施行条例ではあたり障りのないことしか書けませんということを行っているような気がするんですが、今回いただいた中で、やはりいろいろと、区はこうしてきましたとか、区は今後もこういうふうにやっていきたい、区民や事業者等にこうしていきますということが書いてあります。その辺のところは書いてもいいような気がしているんですが、書けるのかどうかということが、法に基づく条例になるので、しかも、法施行条例となるとかなり、通常の条例と違って、規定する部分もおのずと制約されちゃうと思うんです。ですから、区とするとどのぐらいの覚悟をお持ちなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

区側

区の覚悟というところでございますけれども、確かに今回、法施行条例ということで委員からもご指摘いただきました、小委員会参考資料の3-2で、参考条例の条文が国から6月の段階で示されておりまして、その後、この条文の例は変わっていないというのが現状でございます。

区の覚悟ということですが、兼ねてから、基本理念については国に対しても条文に入れていいのかというところから区からも質問を投げているところで、その質問に対してQ&Aの1つとして来たというところでございます。

確かに、法施行条例なのでどこまで書けるのかというところは、法技術的に難しいところはあるんですけれども、今まで区が国より先んじて取り組んできたというところは、やはり誇りとして持ちたいし、これからもその誇りは、個人情報保護という視点では継続して持っていくべきだと思っているというところに立った上で、施行条例の中に基本理念というのは、エッセンスとしては入れたいということが事務局としては思っているところです。

ただ、委員の皆様のご意見も踏まえながら、そこら辺というのは最終的にどうしていくのかというところは答申をいただきながら進めていくのかなというところですが、事務局としては、意気込みはありますと、そういったところです。

委員長

委員からもご指摘があったように、個人情報保護法あつての条例になるので、しかも、参考資料のところを見ればかなり釘を刺されているので、いわゆる目的規定のところの理念を入れ込むというのは、かなり難しいだろうと私自身も思います。ここまではっきりとQ&Aのところの基本理念や事業者・市民の責務についての規定を設けることは可能かと、法の目的や規範に反することがなく、事業者・市民の権利義務に実態的な影響を与えない限りにおいてとっている以上は、法の目的規定以上のことは恐らく書けないだろうと。

ただ、事務局としては目黒区の今までの経緯を踏まえて、崇高な理念を何とか形には残したいということですから、法技術的なところは事務局で考えてもらうとして、皆さんも関心があるところだと思っておりますけれども、どこまでそれが、私個人としても、長いこと審議会に関わりましたので、前々会長の残してきたものは何かの形で残せないかなとは思っています。ただ、それが技術的に可能なかは検討が必要かなと。

委員どうぞ。

委員

1つお伺いしたいのは、私も委員長のおっしゃることも非常によく分かるわけなんですけれど、変な言い方ですが、やっぱり横並びというものもあるかと思うので、例えば、他の区ではどの程度のことを考えているとか、そういう情報は得られてるのかどうなのかということがまず1点です。

それから、小委員会資料4のこの図はいろんなところで出てきているんですけれども、いま私にはよく分からないのは、委員長にも伺ってみたいんですが、国の個人情報保護委員会というのは、一体どの程度の規模でどの程度の問題を解決するというのを国は考えているんだろうかと。これまで、様々な問題がこの委員会の中でも、審議会の中でも扱われてきましたけれども、それらは、一つ一つの問題に答えるようなことでは多分ないと思うんですよね。そうすると、どの程度のところまで国がやるつもりでいるのか。そうすると、国がやれないところはやっぱり我々が法に則って解決せざるを得ないというふうな、そういう考え方で行って見たときに、国はどこまで踏み込むんだろうかと。この辺りのところはどうかということをお伺いしておきたいんですが。

委員長	<p>まず、今般の個人情報保護法の立てつけからすると、自治体が従来やっていたような条例に基づく有識者に諮問をする、専門家の意見を聞くということは、建前上、許さないという立てつけになっているので、独立行政委員会たる個人情報保護委員会が基本的には全て扱う、全て判断するということになるはずです。だから、我々がどれだけ、従前は民間事業者に対するものの監督・指導・助言だけだったのを全般扱うことになるので、個人情報保護委員会も体制をかなり変えないといけないはずなんです。</p>
委員	<p>それはそうですよね。そこは本気にできるのかなという。</p>
委員長	<p>でも、法はそうしてしまったのでやらざるを得ないんじゃないでしょうか。そこは。</p>
委員	<p>ですかね。できないんじゃないかということを言っている人もいますよね。</p>
委員長	<p>だいぶ個人情報保護委員会の監督権限を強めていますけれども、走り出してみないと分からないところはありますね。</p>
委員	<p>なるほどですね。 横並びの点はどうでしょうか。</p>
区側	<p>横並びの点でございます。やはり、そこは私ども目黒区としても、非常に気になるところがございまして、23区全体に聞ければいいんですけれども、全体の個人情報を取り扱う会合というのは1年に1回、大体、夏に開催されるというところで、今年の夏の段階ではほとんどこれからという状況でございました。</p> <p>そういった中で、目黒区としても、ただ待っていてもしょうがないので、とりわけ、世田谷、渋谷、目黒、大田、品川、城南5区の状況を情報共有しましょうというところで、目黒区から声をかけまして、先だって情報共有の場を2時間ぐらい持ちました。目黒区と世田谷区が既に審議会に諮問をしていて、そのほかの3区についてはこれからという状況がありまして、目的の理念ですとか、そういったところをどうするのかというところは、各区、まだこれから考えていくのかなというような状況でございます。</p>
委員長	<p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>世田谷区の件も、今お聞きしたように、始めたばかりのことは仲間から聞いてはいたわけなんですけど、今回、東京の区の情報がどういうふうになっているか、先ほど他の委員からおっしゃいました、そういうのが分かるとまた考えやすいかなというのはあります。</p> <p>ただ、これは個人情報保護法になってしまったので、法と条例の関係の位置づけが、やはり条例が法を超えることはできませんので、隙間のところですよ、理念の法を超えることはなかなか、適用する場合にまたいろんな法律上の問題が出やすいので、理念をどういうところまで、どういうふうに設定するかというのは、今まで、先ほど見た、例えば病歴というのがあったかと、要保護のほうに、あれは目黒区にはなかったわけですよ。というように、新しく要保護の関係に立っているんですけど、目黒区の場合、それを先走ってやっている点もいくつか見受けられたので、そこを法的な視点含めて、理念として掲げるとすれば、個人情報保護法を超えない範囲のところで明記して、それを生かしていくということはある得るとは思いますが、どう位置づけるかというのがなかなか難しいかなと</p>

は思ったりしているところでございます。

委員長

なかなか結論を出すのが難しいんですけども、理念は入れていきたいけれども、それを立法技術的にどういう形で落とし込むかというところがまだこの段階で我々にも見えていない感じですね。参考資料にあるように、法が規定するものを超えて書いてはいけない、当然なんですけれども、理念のところでも、基本的にはそれを超えて書いてはいかんと。規定はつくってもいいけど、ここに書いてある以上のことは書くなという感じがするので、どういう形が、先ほどの委員からのご質問にもあったように、ほかの区で、他の自治体で参考にできるものがあればいいんでしょうけれども、それも今ないという感じだと……。

委員どうぞ。

委員

多分、区からのご要望を聞いていますと、いわゆる前文的な位置づけのものを入れたいということなんだと思うんです。法の施行条例で前文なんか入れられませんから、やるとすると趣旨規定しかないだろうと。そうすると、ほかの区の状況もあると思うんですが、やはり区の資料を見ますと、要は、区はこういう形で率先してずっとやってきて、実績も上げてきたと。それを踏まえて、今回のこの法律、個人情報保護法の施行をしっかりと踏まえていきますよということで、しっかり今までやってきたその実績を踏まえて、新しい個人情報保護法の施行に関する必要な規定を、今回この条例に定めるんですという形で、頭に少し、区がしっかりとやってきたということを入れて、あくまでも、この条例の趣旨は法の施行条例ですよということを後ろでまとめれば、頭のところ、よっぽど変なことさえ入れなければですね、区の思いは入れることができるんじゃないかというのが1つです。

もう一つは、区のいわゆる責務みたいな形でいくつか書いてありますところで、区がやりますよというのが、それが個人情報保護法の趣旨に反しない範囲であれば、それは書けるのかなという気はしています。

例えば、資料5-3の3の下のほうにある丸の、個人情報の保護が図られるように自らが主体的かつ能動的に取り組むなんていう、こんなのは区の責務に入れても全然おかしくないですし、資料5-4の上段、(2)の前のところ、法と現行条例の基本理念を十分に踏まえて、個人情報の保護とその適正かつ効果的な活用の促進に取り組むとか、こういうようなものは区の責務として入れてもいいんじゃないですか。

もう一つ言ってしまうと、資料5-5の上のほうの2行目、3行目で、区民や事業者・団体等に対して情報提供や相談対応の必要な支援を行うとか、こういうものは区の責務として入れても、法の趣旨に反しないということで大丈夫だろうと思っているんですけども。

ただ、それで区が期待するような内容なのかどうかというところなんです。理念で言うすると、さっき言ったようにいただいた国から出ている条文のイメージのところの前に、区はしっかりとこういうことをやってきた、それを踏まえて、施行に関して必要な法律をしっかりとやっていくために事項を定めていきますよと、そんなような上手いテクニカルな形で書けば、趣旨規定、理念規定は入るかなという気はします。法制執務的な話で申し訳ないんですが。

委員

実は私もそれがいいかなと思っています。全てやってきたことを書き込めるというふうには、やはりいきませんので、抽象的な言葉で思いを伝えるという工夫が必要なのかと思

います。

それから、委員の本当に重要な指摘は、実は、法で定めていないことで区の責務としてやれるということは、これは横出し条例とか、これまでのいろいろな経験もありますので、その辺りも念頭に置きながらできるのかなというふうに検討していけばいいのかなと私も思います。

委員長

皆さま方のご意見を伺いますと、どういう形でいけるかは今後検討が必要かとは思いますが、法趣旨に反せず、整合性が取れる形で、何らかの形で理念を入れ込もうと。それから、可能であれば区の独自にできるところもそこに入れ込んでいくとよいのではないかというご意見が出たんですけれども、それで、まずは、理念に関しては取りあえず入れていこうということでもよろしゅうございますか。法施行条例では、一番いいのはそういうのができればいいんですけど、多分、施行条例ではなじまないの、そこら辺は条例をつくっている事務局の皆さんのほうが執務的に詳しいと思いますので、どういう形でできるかは、下案なりを考えていただいたほうがいいかもしれません。そこはまた事務局と相談しながら、どういう形がいいのか、私は場合によっては、また個人情報の抜本的な改正がこの先に起きたときに、また条例を一から改正するとなると、そこをまた作り直さなきゃいけなくなって、場合によっては附則の部分であるとか、そういう形できっちり記録にとどめる、付則なら影響がないのというのもありかなとは思ったんですけれども、各委員がおっしゃるような形のほうがより明確にはなるので。でもそこはまたどういう形でできるのかがいいのかは、実務を担当されている方がお詳しいので、そこを踏まえて、取りあえず理念規定は入れるというところで合意はできましたので、そこをどう入れ込むかはまた相談しながら最終結論に持っていきたいと思います。

ほかの点はいかがでしょう。

理念のところをこれを全部入れるわけにはいきませんから、法の理念を踏まえて、本区が果たしてきた役割と今般の改正に向けた意義をうまくつなげた形で、今後はこういう形で目黒区でも実施をする、目黒区独自の部分としてはこういうことを考えているといったところを何とか理念のところと整合性を持たせて、どう規定化するかというところですよ。それに関しては、皆さん、賛同いただけただけ——といっても、法は成立してしまっただけ、これ以外のことについてはあまり意見の言いようがないという気もするんですけれども。

今回は、取りあえず理念規定をつくるかどうかということについての意見聴取です。

区側

あと、最終的な議論をしていただいた成果物のイメージも共有したいところではあるんですが、答申書、表紙の下に小委員会で議論していただいたものを、いわゆる小冊子的にこういった今までの区の個人情報の取扱いはこういう形であったと、法改正の意義はどういうことかというのを含めた形で、冊子的なものを作ればいいのかというところが念頭にございまして、現制度が果たしてきた役割がどうなのかとか、制度改正の意義はどうなのかというところが、ご意見があればいただきながら、その冊子の中にエッセンスを落とし込んでいけたらなというところを思っています、条例に規定するか否かというところだけではなくて、そちらのほうももくろみとしては考えているところですが、どうでしょうか。冊子的なものも作っていくことを想定して、事務局としては考えていますけれども。

委員長

そうすると、6月の審議会に対して小委員会としての報告書という形で提出をしたいと。

区側

そうですね。せっかく議論していただいたものをある程度の形に残せればなというふうに考えているところです。

先般の諮問の際に、区の検討状況ということで、前回の審議会資料の4番になりますが、冊子状のものを区の検討組織でも検討しましたというところで付けさせていただきました。書面で言うと、これからの目黒区の個人情報制度のあり方検討会中間のまとめという、区の職員のほうでまとめたものですが、これの小委員会バージョンが作れると、一番、形としては議論の成果というところで皆さんが納得できるのかなというところを想定しているところです。今日の配付資料の中には入れなかったんですけども、前回の審議会資料の中に入れさせていただいています。

委員長

そうすると、スケジュールの感じでいくと、中身について詰めるのが4回目までで、5回目の審議会への報告に向けてというところで、ここで報告書の原案を提出して確認・了承してもらい、これを受けて審議会で報告をします。

区側

はい。ご了承いただいて、答申に使っていくと。事務局がそんなイメージでいまして、その前段の部分として、やはり現状の区の条例の認識がどうなのか、あるいは新しい法改正の認識がどうなのかというところのエッセンスは書くのかなというところで想定をしたところでございます。

委員長

我々が出す報告書に、条例改正に向けての必要性を示すというところで、我々をめぐる状況、現状認識、改正の必要性、相当性を報告書に書いていくというのは当然必要だと思いますので、そこは、今回挙げてもらった状況、役割、改正の意義、方向性、ここに掲げられたことは報告書には当然書く必要があるだろうと。

ただ、そうするとさっきのスケジュールですけど、当初、事務局から提示してもらった案ですと、4回目が終わって5回目までのスケジュールが短いところで報告書の作成となると、事務局にもご協力してもらおうとしても、1週間かそこらで報告書を書けるかというところかなり難しいので、そこも含めたスケジュール感は再度、報告書を作成するという点については、皆さん、作成するという点によろしいですか。

委員

すみません。報告書の内容次第だと思うんです。ですから、例えば今日の議論でいきますと、いただいた資料、これについて書かれている内容について、こういう内容は確かにそのとおりですねと。多分、委員の皆さん、これはそのとおりだなと。特に反論するようなところも、疑問を持つようなことはなかったんじゃないかと。それで、先ほど委員長にまとめていただきましたように、基本理念の条例規定の要否について、これが一番大きなポイントだから、資料に書かれたものについては、これはそのとおりだという、その前提で基本理念の要否をこういうふうに結論したということで、そのぐらいの内容でよければ書いて、それでこの資料をつけるという形であれば、事務局もそんなに負担はかからないし、我々も、いわゆる答申案を意識した議論をしなければならないということをしなくて済むので、非常に自然体で議論ができるんじゃないかと。

というのは、次回以降、個別の検討項目になりますと、嫌でも議論になるんじゃないかなと思うんです。今日の内容については、そんなに何かこれについて、もっとこうだ、ああだというふうに言うべき内容はなく、今まで各委員が認識してきたことの再整理をしていただいたということで、また、国の今の動き、その他、その辺についてまとめていた

いて、このとおりだなと思った内容ですので、そういう場合は議論があまり深まらないかなと思うので、そういう自然体の内容の議論を報告書にまとめるのであれば、報告書としてもいいと思うんですが、前回資料としていただいた区の中間のまとめみたいな、すごくがっちりしたものをつくるんですよというふうになると、正直言って、時間・回数の関係で難しいんじゃないかと。

あと、もしそういうのを作るとすると、事務局からかなり詳細な骨格みたいなものをつくっていただいた上で議論していかないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うんです。自然体の議論の中をまとめていくという形の報告書で、資料はいただいたものをつけていくということであれば、何かそれで十分、区民の皆さんにお伝えすることはできるんじゃないかなと思うんです。また、審議会にもご報告できるんじゃないかなと思うんですが、私はそんな感じです。

委員長

報告書という感じで、しかも冊子という形でしたので、かなりがっちりとしたイメージがあるかもしれませんが、特に教員もされている皆さんは、6月ぐらいにかけては学会もありますし、お仕事自体もお忙しい中でなかなか難しいところがあると思いますので、いわゆるこの間の中間報告のような形ではなく、委員がおっしゃったように、つくっていただいた資料であるとか、そういうのを生かした形で、あまり大部にならない形で何とかまとめられればと思います。なので、スケジュール感も含めて、その後また調整をしつつ、取りあえずこれを何とっていいのかわ、私自身もうまい名称が見つからないんですけども、議論した内容をまとめたものを提示する、ペーパーとして提示するということについてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ありがとうございます。

どれぐらいの形にしていくかというのは、また事務局含めて相談しながらですが、あまり大げさなものにならないようにまとめていきたいと。ただ、審議会に報告するに当たって、ペーパーの形にはしていこうと。

今回は、理念規定をつくるかというところでの意見はまとまりましたし、報告書になるかは分かりませんが、審議会向けのペーパーを作るということは了としていただきました。

これ以外につきまして、この小委員会で議論すべきことは、小委員会事務局としては何がありますか。

区側

今日ご検討いただいた事項以外は特段ございません。

委員長

先生方のほうから、何かご意見等ありますでしょうか。よろしゅうございますか。委員どうぞ。

委員

先ほど、資料4、改正の概要のところでも区条例と改正個人情報保護法を対比させて挙げていただいているんですけども、この区条例のほうが改正個人情報保護法に勝るようなものがあるとしたら、それを打ち出すのもいいかなと思いますし、あるいは、運用の面で、30日以内とか15日以内とか、先ほど、自己情報の開示のところがありましたけれども、一律に30日以内というふうにされたところとか、幾つか違いが見られているんですけども、条例のほうが、目黒区として生かしていくべき箇所が幾つかあるかなと思われま

で、その辺を先にピックアップを先にされておいて、この改正個人情報保護法との関係を照らしていくというふうにするのも、また新しい責務とか、あるいは理念とっていいのかどうか。

ただ、法と条例はなかなか、条例が上に行くことができないので、その範囲の中で、今までやってこられている、生かされているところがもしあるならそこをピックアップして、もっと打ち出していくというのも、目黒区として個人情報との関係、改正のほうでいい意味合いを持たせることができるかなとは思っているんですが、如何せん、新しい法律などでこれからどういうふう運用されるのかも分からないところであるんですけども、そういう点なども、事務局のほうで打ち出して提示していただくと、また私たちも参考にしながら、まあ大したコメントはできないですけども、何か言えるかなと思ったりした次第です。

委員長 ありがとうございます。

区側 事務局からよろしいでしょうか。

委員長 はい。

区側 ありがとうございます。その点はまさに重要な視点だと思っていまして、今、委員おっしゃっていただいたとおり、例えば自己情報の開示請求というのは30日以内というところは、法律では明示されていますけれども、片や、黒星で書かせていただきましたが、小委員会資料4の3ページとかですね、条例で短くすることもできるということが一部分あたりするということもあります。多くの部分は法令で決められちゃって、メニューどおりにならないと駄目ですよということなんですけど、そういったところ、区が独自に判断できるということは、現行の制度の状況と、そして、区民の方の権利利益の保護というところの視点に立ってですね、どうしていくのが望ましいのかということ、まさに小委員会の皆様にご意見を賜りたいということになってきますので、今回の、ちょうど2回目の審議事項、議論いただく事項でもございますので、そこら辺は明確になるような形で、またご提示させていただきまして、ご意見をいただければと思います。

委員 委員長、1ついいですか。

委員長 はい。

委員 ちょっと先走って、先ほど、行政機関等の匿名加工情報の手数料のことを言ったんですけど、もう1点ありまして、任意規定の一番最後の審議会への諮問事項、次回の検討課題なんですけれども、それは第3回で検討予定の審議会の今後のあり方についてと、これと密接な関係があるような気がしているんですけど、そうするとどうなんでしょうか。事務局の検討の仕方のイメージなんですけど、1回、あくまでも独自条例の観点で、審議会への諮問事項として条例でどうするかというのを次回に議論して、それで、第3回で審議会の今後のあり方についてやると。この二つの事項は何か、一体のような感じがして、そのところはまとめて第3回でやったほうがいいのかのような気がしたんですけども、その辺は何かお考えはありますでしょうか。

区側	<p>まさにご指摘のとおりでございます。審議会に関する部分は非常に大きなテーマ、この会をどうしていくのかというそのものになりますので、かなりご議論をいただくところというふうに認識しております。</p> <p>については、イメージとしては、3回目でそこをクローズアップして取り上げる必要があるというふうに認識しているんですけども、2回目にも掲げさせていただいたのは、独自措置で何ができるんだっけという振り返りの部分も含めて、ここでテーマを挙げさせつつ、審議会については3回目で話しましょうというイメージでいたので掲げさせていただいたんですが、今日、皆さん議論いただいているので、ご了承いただけるのであれば、2回目からのメニューは削除して、審議会は3回目に先送りということで記載を改めさせていただくということで、事務局としてはいかせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>皆さん、いかがですか。</p> <p>よろしければ、事務局のご提案に従って、議題をまた改めてお送りいただくという形で。</p>
区側	<p>承知いたしました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>それでは、また何かお気づきの点がございましたら、適宜、事務局までお知らせをくださいませ。</p>

3 その他

委員長	<p>以上で、本日本日予定の議題は終了いたしました。</p> <p>次回でございますが、改めて確認いたします。</p> <p>令和4年4月15日、金曜日の18時半。場所についてはまた改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。</p> <p>その他、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。</p>
区側	<p>3点ございます。</p> <p>1点目が、先ほど議論の中でお伝えさせていただいたとおり、本日、予定表の確認ですね。3回目以降の予定の状況についての確認のメールを、この後、1時間以内程度で送らせていただきます。今週、3月31日木曜日を締切りとさせていただきます。来週の月曜日か火曜日までにはフィックスさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>2点目です。本日の会議録についてでございますが、後日、事務局で取りまとめたものをご提示させていただきますので、審議会同様に確認いただきたく存じます。また、オンライン開催となる場合もございますので、ご了承ください。</p> <p>3点目です。皆様にちゃんとお伝えしていなかったことがございまして、今回の参加に係る報酬について、説明をさせていただいていなかったので、この場を借りてご説明をさせていただきます。</p> <p>審議会の審議事項とは別建てというところがございますので、この会の開催にあたりまして、改めて報酬の支払いをさせていただければと存じます。報酬額につきましては、審</p>

議会の報酬の額に準じた形で報酬のお支払いをさせていただければというところを考慮
てございます。何とぞご了承いただければと思います。

タイミングによっては、審議会の報酬と違うタイミングでお支払いがされるということ
もございますので、その点も改めてご了承ください。

委員長

ありがとうございました。

審議会から引き続き、長時間ご議論いただきどうもありがとうございました。

本日の会議はこれにて終了といたします。

ありがとうございました。

以 上